

**京丹波町成年後見支援センター運営委員会及び  
京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会委員の委嘱  
及び第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会**

日時：令和7年5月14日（水）

午後1時30分～3時

場所：京丹波町役場 2階 大会議室

及びオンライン（ZOOM 活用）

出席者 委員：松田委員長、上田副委員長、川上委員、津田委員、中川委員

オブザーバー：京都府 今井社会福祉士、京都家庭裁判所 永島主任書記官  
（オンライン出席）京都家庭裁判所 白石主任書記官

事務局：健康福祉部福祉支援課：原澤課長、堀補佐、中川主任、福井  
京丹波町社会福祉協議会：山本課長、山崎係長 （欠席：坪次長）

**1 開会 （原澤課長の司会により進行）**

**2 委嘱状の交付**

畠中町長から委員5名へ委嘱状を交付

**3 町長あいさつ**

出席のお礼。

本町においても、高齢化の進展とともに、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等が増加するとともに、少子化や家族の姿の多様化など様々な原因で、身寄りのない、あるいは家族や親族との関係が希薄な方が増えている印象を受けております。こうした状況の中、家族や親族からの支援を受けることが困難な方が、直面する課題の解消の一翼を担うのが、成年後見制度であり、今後の状況を見通す中で、その重要性はますます高まることが予想されます。

国では、令和4年度から5年間を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、令和6年度を折り返しに、現在は仕上げに向けた大切な時期となっております。今後は、法改正を伴う制度の見直しや制度の運用改善など、この計画の核となる施策がさらに前進することになると考えております。こうした動向を注視しながら、地方公共団体が担う役割についても「京丹波町成年後見支援センター」を中心に、一歩でも前進できるよう努めてまいりたいと考えております。

令和5年度から本町の中核機関として「京丹波町成年後見支援センター」を開設し、三士会、家庭裁判所、京都府、京丹波町社会福祉協議会の関係の皆様にお力添えをいただき、3年目を迎えることになりました。住民の皆様や関係の皆様にも、少しずつではありますが、「成年後見制度」に関する認知度も高まっていると考えており、より身近な制度に感じていただいているのではないかと

と考えております。今後も、地域におけるネットワークづくりと制度の理解が広がるよう努めてまいりたいと考えております。

また、「京丹波町成年後見支援センター」において、本町とともに事務局を担っていただいております京丹波町社会福祉協議会では、この間、京都府社会福祉協議会とともに、全国に先駆け、法人後見の国のモデル事業にも取り組んでいただき、支援がスタートしております。こうした積極的な取組も制度の利用促進に大きな力となったことと考えます。関係の皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、支援を受けておられる御本人の生活がより充実したものとなることを願っております。

住み慣れた地域で、地域に暮らす人とのふれあいの中で、尊厳ある自分らしい生活を続けることができるよう、本人を中心とした支援を推進するという「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を推進するため、本町においてもその役割を担っていかなければならないと考えております。今後とも、皆様には、それぞれのお立場から御意見や御助言等をいただき、「京丹波町成年後見支援センター」の円滑な事業運営に対しまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、皆様におかれましては、健康に御留意いただき、ますます御活躍いただきますこととお祈り申し上げ、開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

#### 4 自己紹介

各委員、オブザーバー、事務局の順に自己紹介

#### 5 委員長、副委員長の選出

事務局：選出につきましていかがでしょうか。

委員：前任でも委員長・副委員長をお世話になっていたそれぞれの委員様が今回も引き続きお世話になっているので委員長に松田委員様、副委員長に上田委員様にお世話になればたらとご推薦したい。

事務局：賛同いただける方は拍手をお願いしたい。

委員：出席委員全員の拍手により下記のとおり承認

委員長（松田めぐみ委員）

副委員長（上田具美子委員）

#### <委員長、副委員長就任あいさつ>

##### ・委員長

昨日ニュースで新潟の弁護士が横領をしたと見た。弁護士会にも衝撃が走ったと聞いた。自分自身は面識のない人だが、どんな人でも横領するのかわからないと危機感をもって取り組んでいきたいと思っている。よろしくお願いします。

##### ・副委員長

京丹波町は馴染みのある地域である。こちらで様々な方の立場の意見を聞かせてもらうことによって後見制度以外、権利擁護制度全般においてどのようなことが今必要なのかということが私自身汲み取ることができ大変勉強になっている。2年間よろしくお願いします。

※公務のため町長退席

## 6 協議事項

### (1) 委員会の概要説明について

(説明：事務局(堀補佐)資料1説明)

質疑等なし

### (2) 京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

(説明：事務局(堀補佐、中川主任、社協山本課長)資料2-1.2-2.2-3資料説明)

副委員長：成年後見制度利用支援事業だが、令和6年度は実績0件だが市長申し立て以外でも使えるがそれでも実績0件だったのか。

事務局：実績は0件であった。

副委員長：相談内容をみて、京丹波町は能力はあるが家族が遠方に出ているなどで今後どうしようかと不安を持っている方が多いように思う。今後広報をするのであれば成年後見制度以外の任意後見や死後事務の委任契約などの広報も併せて行くと住民の方のニーズにあっているように思う。

委員長：社協の任意後見の問い合わせが多いことが意外であった。任意後見契約の内容をチェックして欲しいというのは社協に聞くことなのかと思った。相続の手続きのみで利用したいという希望があると思うが、数年後後見制度が大きく変わってスポット利用ができるようになる見込みである。そうするとその部分だけ利用される方も人も増えてくると思われる。現時点では、報告のように説明せざるをえない。金融機関からお金をおろせないから後見を使わないといけないというものどうにかならないのかと感じた。

委員：成年後見制度利用支援事業の令和6年度の申請はあったのか。申請そのものがなかったのか。却下などもなかったということか。

事務局：申請がなかった。

委員：資料2-1に戻るが、令和6年度の周知啓発ということで12月に行った広報のチラシなどを次回から資料として見せてもらえたらと思う。次に、資料2-3だが対応結果が継続となっているケースについては、今でもつながりがあるので最終的に継続としているのか、一旦は終わっているのか。

事務局：明らかに完結の方は完結と切らせてもらっている。例えば、相談後その後連絡がないケースなど継続か完結か不明のケースは継続とさせてもらっている。

### (3) 令和7年度のスケジュール(案)について

(説明：事務局(原澤課長)資料3説明)

### (4) 成年後見に関する相談会(案)について

事務局：運営状況等を先ほど確認いただいたが、担っている業務の中心となるのは相談となる。主には制度説明が中心となると考えているがそういった件数について

思ったほど伸びていないと感じている。制度自体を知ってもらう機会や先ほど副委員長からあった京丹波町のニーズがどこにあるのか把握をする機会を設けていく必要があると考えている。今年度については相談会を実施できないかと事務局で検討している。しかし、相談会を実施したことがなく委員に皆様に開催の方法や他の中核機関の取り組みなど助言・情報提供いただけたらと考えている。

副委員長：成年後見に関する相談会は、リーガルサポートは継続的に行っている。期間を定めて行うのか。〇月〇日〇時から専門職も備えて行う方がインパクトがある。1回・2回そういった日を設け、あとは継続的に中核機関が受けますとしてもよい。ずっと行っていますというのではインパクトがないように思う。例えば、2月であれば司法書士会が相続の相談会を毎年継続して行っている。そういったものとコラボしてみる。相談会場を一緒にしてみるなど。相続の相談会で相談員をしていると成年後見の相談が結構入ってくることもある。

委員長：ほかの市町村の状況とでいうと南丹市は専門相談を設けていて、弁護士が2か月に1回司法書士が2か月に1回、月に1回弁護士か司法書士がきて無料相談ができる日を設けている。南丹市は社会福祉士がいるので社会福祉士の相談は随時行っている。市民向けにするのか事業所向けにするのか、制度の説明会をしてそのあと相談会ができますというイベントとするのもよい。

オブザーバー：福知山市でいうと『終活』という身近な所をテーマにして議論がなされた。そのうえでイベント的に三士会の方々が分担されてお話をされた。成年後見の相談コーナーやブースを作りやられた。結構好評だったということで福知山市が行われる規模というのものもあるでしょうが、100人ぐらい来られたと聞いています。なので関心はたぶんあるのでしょう。過去に、京丹波町では似た内容のお話をされたいる。その形でテーマは皆さんが関心のあるところやって、その中で相談コーナーをするというイベント的なものを行う。あとは先ほど委員長のほうからあったように、何か月に1回という形も多いのかな相談できる場というのを広報などで案内を行う。相談というイベントと定期的な相談というのをしながら行えたらいいのかと思う。

今後住民の方々に理解いただき、相談できる場所という身近な所は常に工夫していく必要がある。定期的に行うこと・イベント的に行うこと2つをそれぞれ考えられたらいいと思う。

副委員長：他市の場合、例えば相談に来られて制度の説明だけで終わらずに専門相談につなげていくということもある。制度の説明だけでは分かったようで分からないのもう一度専門相談で専門家から話を聞かれることがある。専門相談をもしよかったらされてみてもいい。亀岡市はしておらず、南丹市・長岡京市、今度八幡市がされる。

委員長：南丹市でいうと、相談が寄せられ専門相談に職員がつなぎ、その時は私が相談を聞き申立て代理人として補助申立てをしたことがあった。そのように具体的に話が進むこともあるように思う。

委員：成年後見制度に関する相談会を定期的に行うとしたら、来られる方は主に弁護士・司法書士へ法律的な相談をしたいと思っておられる方が、多いように思う。そうすると社会福祉士はどういった役割を行うかという点において亀岡市では福祉のつどいという社会福祉協議会がされているイベントがあり、昨年度は参加していないがそれまでは社会福祉士口丹地区で、相談のブース作り福祉何でも相談を行っていた。半数以上が高齢者の方の後見制度に関することなどの相談。イベントなどで皆さんが気軽に寄れる形をとると、日常的な問題の中から意外と後見制度ってこういう制度なんだとつながりが分かるため、啓発になるし町民のニーズを掘り起こすのにはそういったイベントを行うことも効果的だと亀岡で行い感じた。

オブザーバー：南丹市が市民後見を導入された際に出た意見として、その制度自体は必要であり否定はしないが、この制度を行うためにも制度のことを理解いただける方を掘り起こす、権利擁護のことを全体的に知ってもらう、住民の方が主体として権利擁護と関わってもらうという視点から研修会などをしてはどうかという話が出た。掘り起こしをして制度と関わっていく方をどう作って行くのかというのは非常に大事な課題。権利擁護を理解できるような講座などが制度の周知などにもつながっていく。

委員長：京都市では、市民後見の養成講座を毎年している。それに限らず、成年後見セミナーという一日で終わるセミナーも年に2回ほどしている。弁護士・司法書士・社会福祉士が出たりしている。一日で基本的なところを把握できるような講座を行っている。知ってもらうという意味では、そういった研修・イベントを行うのがいいと思う。南丹市も市民後見養成講座を全部受けるというのは結構ハードルが高いと感じる市民の方も多いので入門編だけ受けるなど柔軟に受けられるようにし、少しでも関心を持っていただける市民の方を増やしたらどうかと検討中の段階である。

事務局：今年度、セミナーというのを検討ができていなかったが、制度を理解してもらえるような少し長めの講座というのを考える必要があると感じている。相談会については最終的には専門職の方への相談につながるような形で事前に制度の説明をこちらが行う二本立てのような流れで相談会ができればと意見を聞き感じている。専門職の方の相談ということになれば、委員の皆様にご協力いただけるのかなどまた相談させていただきたい。いただいた意見を事務局で検討したいと思う。どのような形式になるかはこの場では分からないが実施できればと思っている。ご意見いただきましてありがとうございます。

## （５）その他

### ●法人後見の運営について

事務局：昨年１０月に京都府社協が成年後見人として受任しまして、京丹波町社協が京都府社協と委託契約を締結しまして１２月から日常的な金銭管理や身上保護・見守りなどの支援業務の一部を担っている。

（ケース説明：事務局 山崎係長 社協山本課長）

●情報提供等

副委員長：1期目の時に支援調整会議について実績がなかった。町長申立てを行うべきか後見制度につなぐべきかなど対応に困った際には三士会にもお声がけいただきアドバイスできる部分もあるので気軽にお声がけいただけたらと思う。

●第2回運営委員会の日程について

事務局：次回運営委員会の日程について調整願いたい。

⇒第2回運営委員会 1月27日（火）午後1時30分～

7 閉会（副委員長あいさつ）

本日のお礼。京丹波町はこれから3年目になられるがほかの市町村よりも活発に中核機関が動かれている印象。法人後見もされており先駆的な取り組みをしているということを町民の方に知ってもらう広報をしてもらえたら思う。本日はありがとうございました。